

7. NPO 法人の設立手続きは？

[内閣府 NPO ホームページ](#)や各都道府県のホームページなどに詳しく説明されています。また、そのフォームも用意されていますので詳しくはそちらをご覧ください。

ここでは概要及び要点を説明します。

NPO の設立はいわゆる「認証主義」（「許認可主義」の反対語）で、必要種類を揃えて役所へ持参すれば「認証」という手続により誰でも比較的容易に法人が設立できます。役所による許認可によらない点が大きな特徴です。

ただし、設立には次のような要件を満たす必要があります。

①活動目的に関して

- ・ 主たる活動目的は「特定非営利活動（20分野に限定）」
- ・ 営利を目的としない

《ワンポイント》

これは収益事業を行ってはいけない、利益を計上してはいけないということではありません。

②組織等に関して

- ・ 「社員」資格の取得・喪失に、不当な条件を付さないこと。

《ワンポイント》

社員とは、NPO 法人の構成員（＝会員）の意味で、総会で議決権を有する者がこれに該当します。会社に勤務する人（会社員）という意味ではありません。

- ・ 役員のうち報酬を受ける者は役員総数の 3 分の 1 以下であること

《ワンポイント》

これは、役員が 3 人いれば役員報酬を受け取ることができるのはそのうち 1 人だけということです。それ以上は役員報酬としては報酬受け取れません。が、他の職員と同様の業務をして給与の支給を受けることができます。この 3 分の 1 規定に該当するのは、管理費に計上された役員報酬を受け取る理事とされています。

- ・ 10 人以上の社員を有し、理事 3 名、監事 1 名以上を置くこと。

《NPO 法人の設立の流れ》

スケジュール

NPO 法人の設立には、設立準備期間、認証決定、設立後の登記などを含め半年くらいかかります。

①設立準備 …次のような NPO 法人の基本事項を検討しておく。

社員（正会員）を 10 名以上集める

設立代表者を決定し、役員（理事・監事）の目途をつけておく

法人名を決定し、設立目的をまとめておく
事業内容・活動内容を決定
主たる事務所の位置を決定
会員の種類(正会員、賛助会員)を決定し、入会金・会費の額を決定
事業年度を決定

②設立総会

↓

③設立申請書類の作成

↓

④設立認証の申請

必要書類…認証申請書、定款、役員名簿、設立趣意書、設立総会議事録、事業計画書、活動予算書など
→所轄庁に提出

→申請後は、縦覧、所轄庁の審査を経て、認証・不認証の決定が行われます。

(認証が下りたら、2週間以内に設立登記をして法人成立)

↓

⑤設立登記してNPO法人の成立

↓

⑥各種必要な手続

(手続先としては、法務局、所轄庁、税務署、都道府県税事務所、市町村です。また、人を雇って給与を支払う場合には、労働基準監督署、ハローワーク、社会保険年金事務所にも手続が必要です)